

第 6 2 号議案

令和 7 年 3 月 3 1 日以前に給与事由の生じた扶助料及び遺族年金の
年額の改定に関する条例

（扶助料等の年額の改定）

第 1 条 昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日以前に退職し、又は死亡した職員の遺族に給する扶助料又は遺族年金（以下「扶助料等」という。）については、令和 7 年 4 月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の假定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、旧長崎市給与金条例（大正 1 4 年長崎市条例第 3 号）又は長崎市職員退職年金条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 3 号）の規定によって算出して得た年額に改定する。

（扶助料等の年額の改定の場合の端数計算）

第 2 条 前条の規定により扶助料等の年額の改定をする場合において、当該規定により算出して得た扶助料等の年額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額をもって改定後の扶助料等の年額とする。

（扶助料等の年額の特例）

第 3 条 長崎市職員退職年金条例附則第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、扶助料等の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が最短年金年限以上の者に係る令和 7 年 4 月分以降の年額が 8 2 9, 2 0 0 円に満たないときは、8 2 9, 2 0 0 円をもってその年額とする。

（扶助料の年額に係る加算の特例）

第 4 条 扶助料を受ける者が妻であって、その妻が 6 0 歳以上である場合には、その扶助料の年額に、1 5 9, 0 0 0 円を加えるものとする。

2 扶助料を受ける妻で、前項に該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第2条第2項の規定によりその効力を有するものとされた同条第1項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和36年法律第181号）第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であって恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）第1条各号に定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前項の規定による加算は行わない。ただし、扶助料の年額が830,000円に満たないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に第1項の規定による加算額を加えた額が830,000円を超えるときにおける当該加算額は、830,000円から当該扶助料の年額を控除した額とする。

（職権改定）

第5条 この条例の規定による扶助料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第 1 条関係）

年額の計算の基礎と なっている給料年額	仮定給料年額
円 3,484,600	円 3,552,500
3,525,300	3,593,900
3,654,000	3,725,100
3,836,600	3,911,300
4,017,500	4,095,800
4,129,200	4,209,600
4,238,100	4,320,700
4,459,200	4,546,100
4,675,700	4,766,800
4,718,200	4,810,100
4,886,500	4,981,600

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第 14 条の 2 第 1 項の年金たる給付等を定める政令の一部が改正され、文官等の普通恩給及び扶助料の年額、最低保障の年額並びに寡婦加算の額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 6 3 号議案

長崎市都市計画の提案に係る規模を定める条例

都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号）第 1 5 条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模は、市街化区域（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域をいう。）に限り、0. 1 ヘクタールとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

都市計画法施行令第 1 5 条ただし書の規定に基づき、本市に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる規模を定めたいので、この条例案を提出する。

第 6 4 号議案

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年長崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 1 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 市長の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 1 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 1 8 号中「災害対策基本法」の次に「（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）」を加え、同号を同項第 1 7 号とし、同項中第 1 9 号を第 1 8 号とし、第 2 0 号から第 3 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 1 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 市長の項第 7 号中「外国人」を「生活に困窮する外国人」に、「生活保護」を「生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の取扱いに準じて行う保護の実施」に改め、同項第 2 2 号中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削る。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

令和7年6月9日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、法定事務に準ずる事務が新たに設けられたことに伴い、外国人の生活保護に関する個人番号を利用する事務に係る規定を削除したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 6 5 号議案

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 9 年長崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

第 1 9 条を第 2 0 条とする。

第 1 8 条中「第 1 6 条」を「第 1 7 条」に改め、同条を第 1 9 条とし、第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条第 1 項中「申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 5 条 任命権者は、長崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年長崎市条例第 2 号）第 2 5 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 長崎市職員の育児休業等に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ

れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、

同項の規定により講じられたものとみなす。

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

本市の職員の仕事と育児の両立を支援するため、国家公務員における措置等を勘案し、任命権者に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を義務付けたいので、この条例案を提出する。

第 6 6 号議案

長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 2 1 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 2 2 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 2 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 2 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき

当該勤務時間の時間数

- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 22 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 22 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 22 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 23 条第 1 項中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 24 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 24 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の長崎市職員の育児休業等に関する条例第 2 2 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

（長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」を「全部又は一部を」に改める。

(1) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 1 7 号）第 1 8 条第 2 項

(2) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 3 4 号）第 1 5 条第 2 項

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、子の養育に係

る部分休業を請求できる範囲が見直されたことに伴い、本市の職員についても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 6 7 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 3 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 6 4 条第 1 項中「この条において」を削る。

附則第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 5 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこ（第 6 3 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 6 3 条の 3 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。

）に係る第 6 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 6 3 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。

）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。

）の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ご

とに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第63条の3の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第63条の3の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条の3、第25条の2第1項ただし書、第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 令和8年1月1日

(2) 第64条第1項の改正規定及び附則第15条の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項から第8項までの規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

2 改正後の長崎市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3及び

第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 2 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき改正前の長崎市税条例（以下「旧条例」という。）第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 新条例第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 6 次項に定めるものを除き、令和 8 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 15 条の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第 64 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 15 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 新条例第 64 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 15 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第 15 条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 8 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方税法の一部が改正され、個人の市民税に係る特定親族特別控除が新たに設けられたこと及び加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例措置が講じられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、

この条例案を提出する。

第 6 8 号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市二輪車等駐車場条例（平成 1 0 年長崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

長崎市元船町仮設二輪車等駐車場	長崎市尾上町
-----------------	--------

第 2 条 長崎市二輪車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 令和 8 年 1 0 月 1 日

(3) 第 2 条の規定 令和 1 0 年 2 月 1 日

（準備行為）

2 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な手続は、令和 8 年 1 0 月 1 日前においても行うことができる。

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

配水管布設工事により長崎市元船町二輪車等駐車場の供用を休止するため、当該休止の期間に限り尾上町に有料の仮設二輪車等駐車場を設置することに伴い、その名称及び位置を定めたいので、この条例案を提出する。

第 6 9 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎ブリックホール大ホール吊物バトン駆動部更新工事
(7)の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1 6 6, 1 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 6 月 9 日まで
- 5 相 手 方 福岡市中央区天神四丁目 1 番 3 7 号
三精テクノロジーズ株式会社九州営業所
所長 倉 前 純一郎

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎ブリックホール大ホール吊物バトン駆動部更新工事(7)の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎ブリックホール大ホール吊物バトン駆動部更新工事(7)の概要

- 1 工事場所 茂里町
- 2 工事内容 壁残響可変駆動部等 一式
 ^{どん}絨 帳 裏 地 等 一式
 制 御 盤 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 7 0 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 市道相川町四杖町 1 号線地すべり対策工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 5 1, 3 7 8, 0 1 5 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 2 月 1 4 日まで
- 5 相 手 方 長崎市青山町 2 5 4 番地 1 1

株式会社白水建設

代表取締役 白 水 宏 平

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

市道相川町四杖町 1 号線地すべり対策工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

市道相川町四杖町 1 号線地すべり対策工事の概要

1 工事場所 相川町

2 工事内容 延 長 4 2 メートル

現 場 吹 付 法 枠 工 1, 3 7 9 平方メートル

鉄 筋 挿 入 工 4 0 2 本

小 段 排 水 工 9 5 メートル

アスファルト舗装工 1 2 3 平方メートル

第 7 1 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 三原団地公営住宅新築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 9 4 4, 3 0 4, 7 8 7 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 1 0 月 2 9 日まで
- 5 相 手 方 長崎大建・山総建設・あけぼの建設特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市田中町 5 8 6 番地 1 0

株式会社長崎大建

代表取締役 林 田 和 雄

長崎市西山 2 丁目 8 番 1 7 号

山総建設株式会社

代表取締役 山 口 周 二

長崎市宿町 1 7 2 番地 1

あけぼの建設株式会社

代表取締役 岩 永 重 利

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

三原団地公営住宅新築主体工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

三原団地公営住宅新築主体工事の概要

1 工事場所 三原 2 丁目

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 9 階建

1 棟 3 L D K 4 戸

3 D K 4 戸

2 L D K 1 3 戸

2 D K 1 7 戸

1 D K 1 0 戸

車椅子対応住戸 1 戸

集 会 室 1 室

(2) 建 築 物 の 面 積 建築面積 4 1 4. 5 4 平方メートル

延べ面積 3, 0 0 6. 0 1 平方メートル

(3) そ の 他 エレベーター設備工事 一式

第 7 2 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 三原団地公営住宅新築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 5 4, 0 4 4, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 1 0 月 2 9 日まで
- 5 相 手 方 長崎市大浦町 9 番 5 号

株式会社東光電気

代表取締役 平 野 修

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

三原団地公営住宅新築電気工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

三原団地公営住宅新築電気工事の概要

1	工事場所	三原 2 丁目	
2	工事内容	電 灯 幹 線 設 備	一式
		動 力 設 備	一式
		電灯コンセント設備	一式
		共 用 部 電 灯 設 備	一式
		雷 保 護 設 備	一式
		太 陽 光 発 電 設 備	一式
		電話・情報用配管設備	一式
		テレビ共同受信設備	一式
		自 動 火 災 報 知 設 備	一式
		呼 出 表 示 設 備	一式
		構 内 配 電 線 路	一式
		構 内 通 信 線 路	一式
		外 灯 設 備	一式

第 7 3 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 三原団地公営住宅新築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 4 0, 0 1 3, 5 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 1 0 月 2 9 日まで
- 5 相 手 方 長崎市興善町 2 番 8 号

大進建設株式会社

代表取締役 小 松 俊 一

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

三原団地公営住宅新築管工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

三原団地公営住宅新築管工事の概要

- | | | | |
|---|------|---------|----|
| 1 | 工事場所 | 三原 2 丁目 | |
| 2 | 工事内容 | 衛生器具設備 | 一式 |
| | | 給 水 設 備 | 一式 |
| | | 排 水 設 備 | 一式 |
| | | 給 湯 設 備 | 一式 |
| | | 消 火 設 備 | 一式 |
| | | ガ ス 設 備 | 一式 |
| | | 換 気 設 備 | 一式 |

第 7 4 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 千歳アパート北棟外壁改修工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 4 2, 9 9 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 7 月 2 1 日まで
- 5 相 手 方 長崎市小ヶ倉町 1 丁目 4 6 3 番地 4

田中住宅産業株式会社

代表取締役 田 中 徳 之

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

千歳アパート北棟外壁改修工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

千歳アパート北棟外壁改修工事の概要

- 1 工事場所 千歳町
- 2 工事内容 外壁改修工事 一式
上裏改修工事 一式

第 7 5 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結した端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 3）の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 3）の請負契約については、作業船の調達において、荒天の影響により他の工事との調整に日数を要したことに伴い、工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 9 月 2 0 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 3）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 6 4, 7 9 0, 8 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 F a c t o r y ・加藤産業特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市多以良町 1 5 5 1 番地 9 3

株式会社 F a c t o r y

代表取締役社長 山 本 清 和

長崎市竹の久保町 2 0 番 9 号

加藤産業株式会社

代 表 取 締 役 加 藤 博 文

第 7 6 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、令和 7 年 1 月 1 5 日に専決処分して一部変更した長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 6 6 6, 9 9 2, 7 0 0 円

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負契約については、ボーリング調査の結果、埋設物が工事の支障となることが判明したため、地盤改良の工法を変更する必要性が生じたこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 480,738,500円(令和7年1月15日に専決処分
して495,665,500円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和8年3月6日まで
- 5 相 手 方 上滝・F a c t o r y 特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市新地町5番17号

株式会社上滝

代 表 取 締 役 上 滝 満

長崎市多以良町1551番地93

株式会社F a c t o r y

代表取締役社長 山 本 清 和

第 7 7 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
機械式ごみ収集車	2 台

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

一般廃棄物の収集及び運搬を効果的に行うため、機械式ごみ収集車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

機械式ごみ収集車の概要

1 構 造

- (1) 車 両 総 重 量 約6, 9 0 0 キログラム
- (2) ホイールベース 約2. 5 2 メートル
- (3) 乗 車 定 員 3 人
- (4) 最 大 積 載 量 約2, 7 0 0 キログラム

2 主要装備品

- (1) 圧縮装置 一式
- (2) 運搬容器 1

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 7 8 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
消防ポンプ自動車	2 台

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

災害現場における消火活動を効果的に行うため、消防ポンプ自動車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

消防ポンプ自動車の概要

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 車 両 総 重 量 | 約4, 5 0 0 キログラム |
| 2 | ホイールベース | 約2. 8 3 メートル |
| 3 | 乗 車 定 員 | 1 0 人 |
| 4 | 駆 動 方 式 | 二輪駆動式 |

第 7 9 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
高規格救急自動車	2 台

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

救急活動を効果的に行うため、高規格救急自動車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

高規格救急自動車の概要

1 構 造

- (1) 車 両 総 重 量 約3, 2 0 0 キログラム
- (2) ホイールベース 約2. 9 4 メートル
- (3) 乗 車 定 員 7 人
- (4) 駆 動 方 式 四輪駆動式

2 積載資器材

- (1) 保温・搬送用資器材 一式
- (2) 救 出 用 資 器 材 一式
- (3) そ の 他 資 器 材 一式

第 8 0 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
高度救命処置用資機材等	2 式

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

救急活動を効果的に行うため、高度救命処置用資機材等を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

高度救命処置用資機材等の概要

1	心電計一体型除細動器	一式
2	血中酸素飽和度測定器	一式
3	自動式心マッサージ器	一式
4	電 動 式 吸 引 器	一式
5	自 動 式 人 工 呼 吸 器	一式
6	そ の 他 資 機 材	一式

第 8 1 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
学校給食用食器類	一 式

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

（仮称）長崎市中部学校給食センター及び（仮称）長崎市南部学校給食センターから児童、生徒等に提供する給食に使用するため、学校給食用食器類を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学校給食用食器類の概要

1	角 深 皿	17,400 枚
2	菜 皿	17,400 枚
3	ボ ー ル	34,800 個
4	は し	17,400 膳
5	ト レ イ	17,400 枚
6	ス プ ー ン	17,400 本
7	フ ォ ー ク	17,400 本
8	フードジャー	800 個

第 8 2 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
小瀬戸町 1 8 号線	長崎市小瀬戸町	
	長崎市小瀬戸町	
上戸石町 2 6 号線	長崎市上戸石町	
	長崎市上戸石町	
上戸石町 2 7 号線	長崎市上戸石町	
	長崎市上戸石町	
上戸石町 2 8 号線	長崎市上戸石町	
	長崎市上戸石町	
上戸石町 2 9 号線	長崎市上戸石町	
	長崎市上戸石町	

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

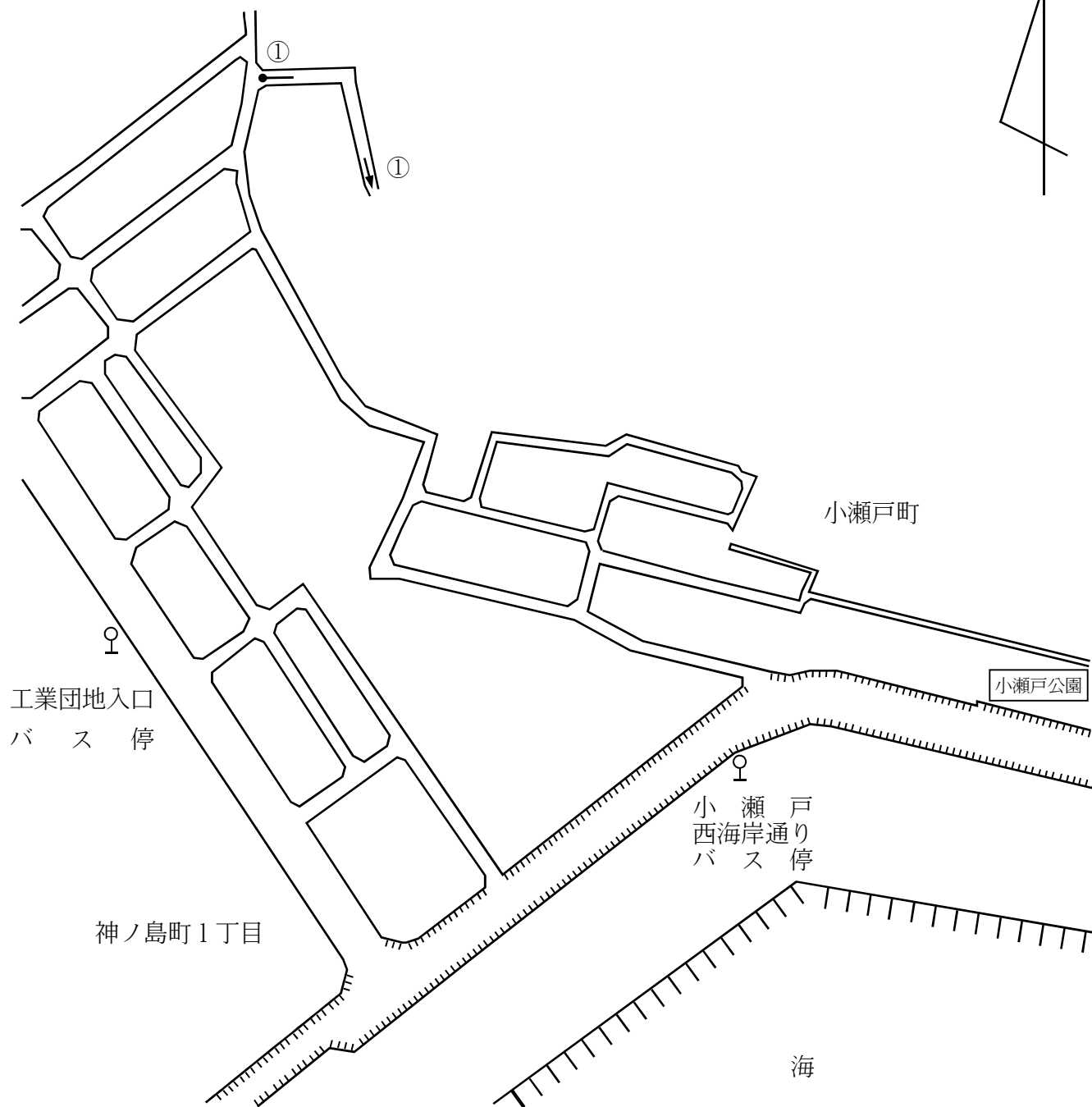
理 由

道路の移管等に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

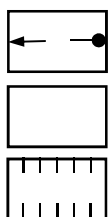
「参 考」

市 道 路 線 認 定 図

(1)
N



凡 例



認定路線
既認定路線
国道等

路線名対照

番号	路線名	備考
①	小瀬戸町18号線	認定

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図

(2)
N



路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	上戸石町 2 6 号線	認 定
②	上戸石町 2 7 号線	認 定
③	上戸石町 2 8 号線	認 定
④	上戸石町 2 9 号線	認 定

凡 例

	認 定 路 線
	既 認 定 路 線
	河 川 等

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 8 3 号議案

（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和 5 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結した（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

- 3 契約の金額 14,123,211,226 円（金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額）

令和 7 年 6 月 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業の実施契約については、当該事業における旧川平小学校の解体工事において、建材に石綿が含まれていることが判明したため、当該石綿を除去する必要性が生じたこと等に伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 5 年 9 月 2 0 日議決)

(仮称)長崎市中心部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市中心部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 13,992,442,674円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和23年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市岡町9番1号
株式会社長崎中部学校給食サービス
代表取締役 嶋田達哉

第 8 5 号議案

市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 1 5 令和 7 年 7 月分として支給する給料の額は、市長にあっては第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を減じて得た額とし、副市長（市長の職務を代理する第 1 順位の副市長に限る。）にあっては同条第 2 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 1 7 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

職員による不適正な事務処理等が相次いで発生したことに関して、管理監督者としての責任により、市長及び市長の職務を代理する第 1 順位の副市長の給料を減額したいので、この条例案を提出する。